

営業秘密保護の現状と課題

経済産業委員会調査室 鎌田 純一

1. はじめに

近年、我が国企業の技術情報が国内のみならず、海外において、とりわけ新興国に流出、漏えいする事案が顕在化している。新日鐵住金株式会社（訴訟提起時は新日本製鐵株式会社）や株式会社東芝の事案に象徴されるように、民事訴訟の提起に当たっては、1,000億円規模の損害賠償を請求するケースもあり¹、我が国企業が被る損失は、事案によっては大規模かつ深刻なものとなっていることが窺える。

技術情報等企業が保有する知的資産については、オープン化した上で特許権等の知的財産に係る権利を取得し活用する方法と、ブラックボックス化して秘密として管理し活用する方法がある。企業は、いわゆるオープン・アンド・クローズ戦略として、経営戦略上、知的資産の管理、活用に当たり、どのような方法、組合せを採用するか、適切な判断が求められている。経済のグローバル化、情報のデジタル化、インターネット網の急速な発展などにより、企業内において管理し守ってきた様々な技術等の情報が一旦外部に流出すれば、瞬時に広がる。商品のような有形の財産ではない知的資産としての情報は、その回収が困難であり、また、その流出経路を捕捉することも困難な状況に陥る。このことはまた、民事・刑事ともに、相手方の責任を追及する際の立証が極めて難しくなることを意味する。企業の競争力の源泉とも言える技術等の情報流出の問題は、単に企業における経営そのものへの影響にとどまらず、高度な技術、ものづくりの強みを自負してきた我が国経済産業にとっても大きな損失となり、我が国が描いている成長戦略の実現にも影響を与えかねない。さらに、漏えいの対象となる技術情報が我が国の安全に関わる、より機微なものである場合もあるため、安全保障面でもこの問題への対応は重要である。

企業の技術等の情報に関しては、我が国においては不正競争防止法を軸として、営業秘密の保護のための制度設計がなされ、累次にわたり改正が施されてきた。一方で、いまだ深刻な事案が発生している事実を鑑みれば、喫緊の課題として、国及び企業がそれぞれ、又は連携を取りつつ危機意識を持って取り組むことが必要であり、法制度としても更に効果的なものを用意する必要があると考えられる。既に政府においては、最近における漏えい事案や、経済界等からの営業秘密の保護の強化に関する要請の高まりを踏まえ、関係機関においても一段踏み込んだ対応策を検討している状況にある。

本稿では、営業秘密の内容、流出・漏えいの実態、政府のこれまでの取組について概括的に整理し、併せて、法制面における今後の課題等についても若干の整理を行う²。

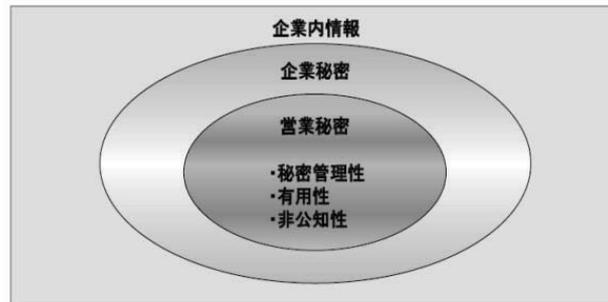
2. 営業秘密とは

(1) 企業秘密等と営業秘密の関係

企業が保有している多様な情報のうち、外部に公開せず秘匿化しているものは、技術情

報、企業秘密、経営情報、顧客情報、ノウハウなど様々な類型、表現により理解され、また、各企業においては、様々な水準・状況下において管理を行っている。不正競争防止法が対象としている「営業秘密」とは、これら技術情報等のうち、同法の定める要件を満たすものが該当する（図表1及び（2）参照）³。

図表1 企業秘密と営業秘密の関係



（出所）経済産業省資料「営業秘密管理指針の概要」

（2）不正競争防止法において保護を受けるための営業秘密の要件

不正競争防止法においては、「営業秘密」の要件を次のとおり定めており（第2条第6項）、同法の保護を受けるためには、これら3要件の全てを満たす必要がある。

- ①秘密管理性（秘密として管理されていること）：秘密管理性が認められるためには、その情報を客観的に秘密として管理していると認識できる状態にあることが必要であり、④情報にアクセスできる者を特定すること、⑥情報にアクセスした者がそれを秘密であると認識できること、の2つが要請される⁴。
- ②有用性（事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること）：当該情報自体が事業活動に利用され又は利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであることが求められる⁵。
- ③非公知性（公然と知られていないこと）：保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要である⁶。

3. 営業秘密の漏えいの実態

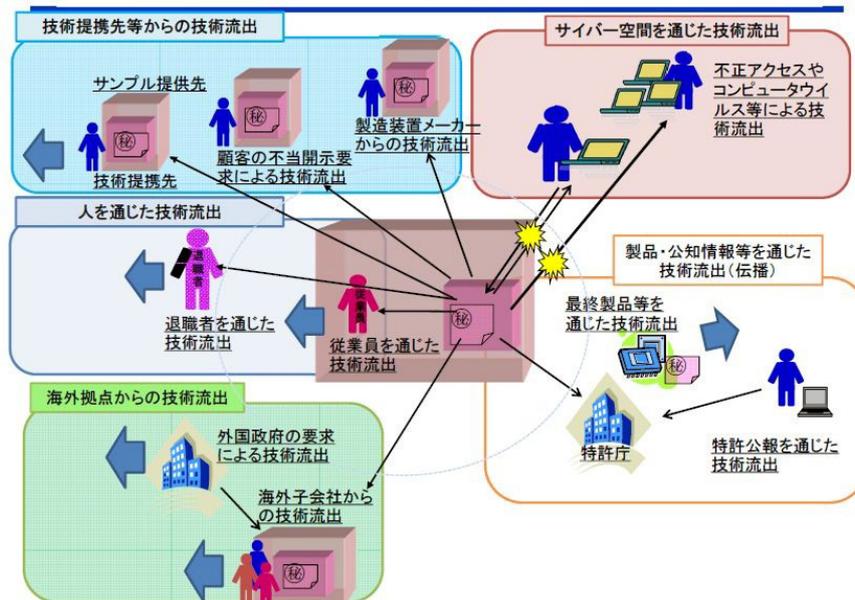
（1）漏えいの事案、パターン

近年、我が国においては営業秘密漏えいが生じやすい環境にある⁷。その背景として経済産業省は、①エレクトロニクス業界等におけるリストラの増加（新興国企業によるヘッドハンティングを含めた海外企業への技術者の転職の増加）、②我が国企業の海外展開の進展（新興国企業等との業務提携・共同開発など取引関係の深まりや、工場の海外移転の増加）、③サーバー空間の拡大・浸透（サーバー攻撃のリスク増加をもたらす結果、営業秘密漏えいへとつながりやすい状況にあること等）を挙げている。

営業秘密が流出・漏えいするパターンには様々なものが考えられる。図表2は技術流出のパターンを整理したものであるが、産業スパイ、退職者を含む人を通じた流出のほか、海外拠点や技術提携先からの流出、サーバーへの不正アクセス、コンピュータウイルス等

による流出、部品・製品の分解（リバースエンジニア）を通じた流出・模倣等が挙げられる。また、従業員のうっかりミスによる漏えい、退職者の競合他社への転職において技術情報の持ち出しはないものの、当該退職者自身の持つ知識・ノウハウを活用した結果の流出など、責任を問いにくいものも含めて幅広いケースがあり得る。

図表 2 技術流出のパターン



(出所) 産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料 (2013. 11. 28)

(2) 各種アンケート調査に見る流出・漏えいの実態

経済産業省は、技術流出等の実態を把握するため各種アンケート調査を行っている。ここでは、①「人を通じた技術流出に関する調査研究報告書⁸⁾」(2013年3月。以下「アンケート調査①」という。)、②「我が国製造業の競争環境の変化と国際生産体制の変容に関する調査報告書⁹⁾」(2010年3月。以下「アンケート調査②」という。)及び経済産業省取りまとめの資料¹⁰⁾に基づいて、流出・漏えいの実態の概要を整理しておく¹¹⁾。

ア 流出・漏えい発生の実態

アンケート調査①によれば、過去5年間の人を通じた営業秘密漏えいの有無に関して、13.5%の企業が、何らかの営業秘密の漏えいを経験していると回答している(「明らかに(1回以上の)漏えい事例があった」とした企業は6.6%)。その一方で、「情報の漏えいの事実はない」と回答した企業は70.3%と多くを占めるとともに、このうち、営業秘密の漏えいが起こっていない要因として大きいものを尋ねたところ、データ等の持ち出し制限等何らかの対策を講じていた企業も多いが、「特に何もしていない」とした企業の割合が28.7%と最も多い。企業がそもそも営業秘密漏えいの実態を把握しておらず、その結果、調査結果よりも多くの企業が漏えいを経験している可能性は否定できない。

イ 流出・漏えいを認識したきっかけ

アンケート調査①によれば、漏えいの実態を把握した経緯について、「役員・従業員等からの報告があった(37.5%)」と自社の認識が最も多い。これ以外にも「第三者から

漏えいしているのではないかと指摘を受けた (28.1%)」、「自社しか知り得ない情報を他社が使用しているのを発見した (19.3%)」、「自社しか知り得ない情報が掲載されているのを発見した (15.1%。大手製造業に限れば 26.9%)」、「自社製品の類似品が市場に出回った (11.5%。中小製造業に限れば 42.9%)」などの割合も高い。時間が経過してから発見に至るケースが多いことを窺うことができ、損害額の拡大が懸念される。

ウ 流出・漏えいの内容

アンケート調査①において「明らかに漏えいの事実があった」と回答した企業に流出した情報の内容を尋ねたところ、「顧客情報・個人情報」が含まれていたと回答する企業が 82.5%、これに「経営戦略に関する情報 (38.5%)」、「製造に関するノウハウ (34.4%)」、「サービス提供のノウハウ (28.8%)」、「製品・部品・金型等の設計図 (23.7%)」が続いている。報道等においては製造業に関する事案がクローズアップされているが、実態として、顧客名簿等の情報の割合の方が高い。

エ 流出・漏えいの経路

アンケート調査②によれば、直近5年間で発生した技術流出の経路について、国内拠点・海外拠点ともに、「製品・商品等を通じた流出」が約49%、約57%と最も高く、「人を通じた流出」が約39%、約30%、「技術データを通じた流出」が約16%、約19%である。報道等では人を通じた流出の例が多い印象だが、製品・商品等を通じたものが割合としては高い。また、人を通じた営業秘密漏えい、技術流出の具体的な経路について、アンケート調査①によれば、「中途退職者 (正規社員) による漏えい」が 50.3%と圧倒的に多い。次いで「現職従業員等のミスによる漏えい (26.9%)」、「金銭目的等の動機を持った現職従業員等による漏えい (10.9%)」と続いている。

オ 流出・漏えい先

アンケート調査①によれば、「明らかに漏えいの事実があった」と回答した企業の流出先としては、「国内の競業他社」が 46.5%と最も多く、これに「国内の競業他社以外の企業 (14.1%)」、「外国の競業他社 (10.8%)」と続いている。業種別に見ると、「外国の競業他社」への漏えいのほとんどは製造業で発生していることも明らかとなっている。海外競業他社への漏えいのイメージが強いものの、実態としては、国内企業への漏えいが多く、国内外にかかわらず漏えい防止策が求められこととなる¹²。

カ 流出・漏えい防止のための企業の取組

アンケート調査①によれば、営業秘密とそれ以外の情報とを区分している企業は計 60.1%であるが、区分していても、営業秘密として管理する必要があると思われる情報のうち2/3程度以上を管理対象としている企業は計 54.5%である。また、役員・従業員との秘密保持契約の締結については、「締結している」企業がそれぞれ 40.0%、55.5%である。役員・従業員との競業避止義務契約の締結については、「締結している」企業がそれぞれ 12.7%、14.3%と、秘密保持契約よりも低調である。

4. 営業秘密の適切な管理及び保護のための制度及び政府の取組

(1) 不正競争防止法及びガイドライン (図表3参照)

営業秘密の保護は、1990年の不正競争防止法改正により法律上明確に位置付けられた。技術革新の著しい進展、経済社会の情報化等を背景として、技術上又は営業上のノウハウなどの営業秘密の重要性が著しく増大するとともに、ノウハウ取引等も活発化し、他人の営業秘密を不正に取得、使用する等といった不正な行為が行われるおそれが増大し、また、国際的にも、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）のウルグアイ・ラウンドのTRIPS交渉（知的所有権の貿易関連の側面に関する交渉）において、営業秘密の保護問題が交渉項目に挙げられるなど、営業秘密の適切な保護に向けた動向を踏まえ、営業秘密に係る不正行為に対し差止め請求、損害賠償請求等を付与する等の保護措置を講じたものである¹³。これ以降、営業秘密は段階的に逐次改正を経ている。

図表3 営業秘密保護に係る不正競争防止法改正等の主な経緯

時期	不正競争防止法等における措置の内容
1990年 (平成2年)	不正競争防止法改正により、営業秘密の保護を規定、民事保護規定の創設 ・「営業秘密」の不正取得・使用・開示行為に対する民事保護規定の創設
2003年 (平成15年)	不正競争防止法改正により、「営業秘密侵害罪」の創設 ・営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に限定して刑事罰の対象とする ・量刑は最高3年以下の懲役・300万円以下の罰金 「営業秘密管理指針」及び「技術流出防止指針」の策定
2005年 (平成17年)	不正競争防止法改正により、「営業秘密侵害罪」の罰則強化 ・国外処罰規定、退職者処罰規定、法人処罰規定等の導入 ・量刑は最高5年以下の懲役・500万円以下の罰金
2006年 (平成18年)	不正競争防止法改正により、「営業秘密侵害罪」の罰則強化 ・量刑は最高10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金
2009年 (平成21年)	不正競争防止法改正により、「営業秘密侵害罪」の罰則強化 ・目的要件の変更、第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、従業員等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入
2011年 (平成23年)	不正競争防止法改正により、営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続を整備 ・刑事裁判における営業秘密の秘匿決定や公判期日外での証人尋問等、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を導入

(出所) 経済産業省資料（産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料（2013.11.28））を加工・整理

2003年には、刑事罰の導入が行われ、営業秘密侵害罪が創設された。経済社会の情報化等の進展に伴い、ネットワークを通じた営業秘密侵害が容易になり、我が国企業の営業秘密が国内外の競合他社に流出する事例が増加して企業の競争力が損なわれている現状が指摘され¹⁴、「知的財産戦略大綱」（2002年7月・知的財産戦略会議¹⁵決定）が営業秘密の刑事罰の導入を掲げたことを受け、法改正を行ったものである¹⁶。また、同大綱は参考となるべき指針を作成するべきとし、2003年、経済産業省は、裁判例を踏まえ営業秘密として法的に認められ得る秘密管理の水準等対策を示した「営業秘密管理指針」、特に海外への意図しない形での技術流出防止のため、流出パターンや対策の考え方を示した「技術流出防止基本指針」の両ガイドラインを策定した。その後、こうした取組を行ってもなお東アジア諸国の技術的台頭、刑事罰の隙間を突く侵害事例の増大、退職者を通じた漏えい問題の顕著化等の動向を踏まえ¹⁷、2005年以降、数次にわたり、営業秘密侵害罪について、その目的要件や刑事罰の対象者の拡大、罰則の引上げを行うとともに、刑事訴訟手続における営業秘密の保持のための特例措置の導入を行っている（後述（2）イ参照）。

（2）不正競争防止法における保護

不正競争防止法における現行の民事上・刑事上の保護措置の概要は次のとおりである¹⁸。

ア 民事上の措置

不正競争防止法（第2条第1項第4号～第9号）では、営業秘密に係る不正な取得・使用・開示行為を類型ごとに列挙し、それらを不正競争と定義した上で、差止め、損害賠償、信用回復措置の請求を可能としている。

差止請求（第3条・第15条）は、営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれが生じたことを要件に、侵害の停止・予防、営業秘密を用いた製品の廃棄、製造装置の除却等必要な措置を請求できる。損害賠償請求（第4条～第9条）は、故意又は過失により営業上の利益を侵害されたことを要件に請求できる。損害額の推定規定を置いており、請求を行うに当たり立証負担の軽減が図られている。信用回復措置請求（第14条）は、故意又は過失により営業上の信用が害された場合、謝罪広告等必要な措置を請求できる。

なお、営業秘密侵害に対するこれらの請求を行う場合、裁判所の求めに応じて、書面を提出する必要がある（第7条第1項）が、訴訟における営業秘密を保護するために、秘密保持命令（第10条～第12条。裁判所は、訴訟当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を使用・開示してはならない旨を命ずることができ、その違反には罰則が課される）、インカメラ審理（第7条第2項、第3項。裁判所からの書類提出を拒否する場合、正当な理由に該当するか否かについて、訴訟当事者等のみに書類を開示して意見を聴き、裁判所が判断する）、裁判の公開停止（第13条。営業秘密に関する事項の尋問の公開を停止する）といった措置が導入されている。

イ 刑事上の措置

不正競争防止法（第21条第1項第1号～第7号）では、営業秘密侵害罪に該当する類型を規定し、営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示のうち一定の行為について、10年以下の懲役又は1,000万円以下¹⁹の罰金又はその両方を科すこととしている。いずれの行為も「図利加害目的」、具体的には「不正の利益を得る目的」又は「営業秘密の保有者に損害を加える目的」で行う行為が刑事罰の対象となる²⁰。日本国内で管理されている営業秘密について、日本国外で不正に使用・開示した場合も処罰の対象となるほか、被害者による告訴がなければ公訴提起ができない親告罪とされている。

なお、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟において、営業秘密の内容が公開の法廷で明らかにされることを防ぐため、秘匿決定・呼称等の決定（第23条第1項～第4項。裁判所は、被害企業等の申出に応じて、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を公開法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、秘匿決定をした場合には、営業秘密の内容を特定させる名称等に代わる呼称等を定めることができる）、公判期日外の証人尋問等（第26条。裁判所は、秘匿決定した場合、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問を行うことができる）の措置が導入されている。

5. 営業秘密保護法制等の見直しに向けた取組状況及び論点

（1）これまでの政府における検討の状況

2002年7月の「知的財産戦略大綱」以降、営業秘密の保護に関しては、内閣に設置されている知的財産戦略本部²¹が策定する「知的財産推進計画」等において法制度の在り方等

について言及するとともに、経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会²²等における議論を経て、不正競争防止法改正や営業秘密管理指針の改訂等必要な措置を講じてきた。第2次安倍内閣の発足以降、営業秘密の保護のための法制度の見直しを含めた議論が一層進展しつつある。以下、最近の主な動向を整理するが、営業秘密保護法制や営業秘密管理指針の見直し、官民連携体制の構築が早急に解決すべき焦点となってくる。

ア 知的財産政策ビジョン

知的財産戦略本部が2013年6月に決定した「知的財産政策ビジョン」は、今後10年程度を見据えた知的財産政策展開の軸となる柱や長期政策課題等を盛り込み、営業秘密の保護の強化のため取り組むべき施策として、次のとおり示している。

- ①営業秘密侵害の立証負担軽減（特に国外での使用・開示の証明など）などのために、営業秘密保護に関する制度について、具体的課題、海外の制度や動向を調査・研究した上で、必要に応じ、不正競争防止法の検討のみならず、民事手続や刑事手続の在り方も含めて幅広い観点から検討し、適切な措置を講ずる。
- ②営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通を防止するための国際協調の在り方や方策について、米国での水際措置などの海外の制度や動向を調査・研究しつつ、検討し必要な措置を講ずる。
- ③日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国の「OSAC（海外安全対策協議会）²³」、「ONCIX（国家対情報局）²⁴」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となり営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行う体制の構築を検討する。
- ④人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえた対応として、営業秘密の管理について基本的対策が取れていない企業（特に中小企業）・大学などを対象とした早急な支援、例えば、既存の指針・ガイドラインの内容の一層の周知徹底、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動などを実施する。

イ 産業構造審議会知的財産分科会報告書

産業構造審議会知的財産分科会は、2014年2月に報告書を取りまとめた。同報告書は、営業秘密の保護強化に関し、「オープン・クローズ戦略の必要性が高まる中、技術の特許としてではなく、営業秘密として保護することが適切である事例が増大していくことが予想される」、「営業秘密を使用した事業活動の国際化、海外への技術流出の防止にも留意しつつ、営業秘密の一層の保護強化が必要ではないかとの視点から、法制的・実務的な整理を早急に進める」旨示している。具体的には、「営業秘密の保護強化や相談体制の充実」、「主要国における営業秘密保護に関する制度の状況や営業秘密侵害訴訟における裁判所の判断状況などに関する調査研究を進める」こと等を掲げている。

ウ 営業秘密タスクフォース報告書

その後、知的財産戦略本部では、評価・検証・企画委員会の下に置かれた「営業秘密タスクフォース²⁵」が、2014年4月に報告書を取りまとめた。報告書では、「技術情報など営業秘密の不正な取得や使用は断固として許さない」との国の姿勢を国内外に発信すること、「営業秘密の不正な取得や使用を行った者にはしっかりと刑事罰が科せられる」、

「損害を与えた企業はしっかりと賠償しなければならない」という実態を積み重ねることにより、「不正漏えいは割に合わない」社会の構築を基本的考え方とし、国、企業、官民連携の取組に向けた論点として次のとおり示している。

- ①国の取組として、営業秘密管理指針の改訂、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備、営業秘密保護法制の見直し
- ②官民の連携として、官民の情報共有、捜査当局と民間企業との連携
- ③企業の取組として、日頃の管理水準の確保、漏えいの早期発見や捜査当局との早い段階からの連携、経営者レベルも含めた産業界全体での意識レベルの向上

エ 知的財産推進計画 2014

知的財産戦略本部が取りまとめを進めている「知的財産推進計画 2014」(案)²⁶に関しては、現時点(2014年6月12日)でその内容の詳細は明らかとなっていないが、既に同計画の策定に向けた意見募集は終えている。

オ 政府方針等を踏まえた検討の状況

2013年11月の産業構造審議会知的財産分科会資料²⁷では、「知的財産政策ビジョン」で示した施策の取組状況をまとめた。その中で、営業秘密侵害訴訟における立証負担軽減など営業秘密保護に係る課題検討のために、米国及びドイツにおける営業秘密保護に関する制度の状況や営業秘密侵害訴訟における原告側の立証方法や立証負担の程度、裁判所の判断の状況、米国における営業秘密侵害物品の水際措置についての調査を進めているとしていたが、2014年3月に「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」を取りまとめている。また、経済産業省では、有識者や企業等との意見交換を通じて我が国の営業秘密保護に関する制度の課題等に関して整理を進めており、今後、我が国の営業秘密保護に関する制度の改善に係る論点を整理し、制度の改正に向けた議論を深めるとしている。さらに、官民連携の取組の推進に関しては、営業秘密漏えい事案や営業秘密の管理方法に係る知見等を官民共同で蓄積・共有する体制を構築する予定である旨等を述べ、今後、取組内容をより具体化していくとともに、中小企業を含む幅広い企業や行政機関への参加の呼びかけ等を行うとしている。

(2) 営業秘密保護法制の見直しに係る論点等

営業秘密保護に関する論点のうち、紙幅の関係で、法制面の見直しに焦点を当てる。「営業秘密タスクフォース報告書」において提案された主な見直し項目に沿いながら整理したい。同報告書や他の政府方針等で各項目の詳細な内容を必ずしも明示しているわけではないため、本稿は筆者の推測にとどまる点が多いことをお含み置きいただきたい。

ア 民事上の措置等の見直し

知的財産権侵害に係る証拠が被告側に偏在していることが多く、原告側が状況の把握や立証を行うことが困難であるとの指摘はかねてよりなされている。これまで侵害行為の立証の容易化を図るために、法改正等により対応策を講じてきたが、産業界は、訴訟手続に関し、手当てすべき部分が多く残されていると指摘している²⁸。

(立証負担の軽減)

立証負担に関しては、産業界から、営業秘密の取得、使用に関する立証責任の軽減又は転嫁が提言等で求められている²⁹ ³⁰。提言等では具体的な内容の言及はないが、他の知的財産権関連の法律との比較で見た場合、不正競争防止法において措置されておらず、特許法に定めのある「生産方法³¹の推定」の規定（第 104 条）を営業秘密保護へ導入することの是非は、論点の一つとなり得る。発明の中でも生産方法の発明は、特許権を侵害しているかの判断が難しいとされている。このため、侵害の事実は侵害を主張する者が負うのが原則であるが、物の生産方法の特許に関しては、その物が日本国内において公然知られたものでないとき（新規性がないとき）は、立証責任が転嫁され、当該特許を受けた生産方法で生産したものと推定され、侵害した側で侵害していないことの立証責任を負う³²。

不正競争防止法においても類似の措置が採られれば、特に海外における模倣品等による被害に対し効果を期待できることから、一考の余地があると思われる。ただし、物として具現化されていない営業秘密は推定規定の適用が困難となり得ることから、具体的な推定の内容や範囲等、営業秘密保護法制への調和が課題として残るとと思われる。

（証拠収集手続の多様化）

営業秘密侵害訴訟における被害者側の証拠収集についてもその機能強化を求める意見が経済界からある³³。上記の知的財産戦略大綱の指摘を受け、内閣の司法制度改革推進本部³⁴の下に置かれた「知的財産訴訟検討会³⁵」で論議が行われた米国の「ディスカバリー（請求開示）制度」が論点の一つとなり得る。ディスカバリー制度については、その後、知的財産戦略本部が 2003 年 7 月に策定した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（現在の知的財産推進計画に相当）において、『「ディスカバリー」等諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集手続の導入も含めた、証拠収集機能の強化のための総合的な検討を行い、2004 年末までに結論を得る。』とされた経緯がある。最近では、知的財産戦略本部「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」で制度導入の是非等について論議が行われている³⁶。

ディスカバリー制度は、米国において相手方当事者の手持ち証拠を収集する手段として、連邦民事訴訟法規則に設けられている。ディスカバリーにおいて開示の対象となるのは、いずれかの当事者の請求又は防御につながる可能性がある、秘匿特権の対象とならないあらゆる情報で、訴外の第三者からも情報を獲得することができ、自己に有利な情報だけでなく、不利な情報についても、ディスカバリーに応じる義務がある³⁷。証拠収集の容易化と企業側の負担との均衡等について配慮した検討が必要となる。

（国際裁判管轄及び準拠法の明確化）

国際裁判管轄とは、国際的な民事紛争についていかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかという問題である。この問題に関し、これまで民事訴訟法において明文の規定がなかったことから、2011 年の同法改正で、国際裁判管轄の具体的なルールとして訴えの類型ごとの規律が新設され、例えば、不法行為に関する訴えについては、「不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとすること。」とされた。ただ国内法は整備されても、国際裁判管轄に関する一般的かつ広

範な多国間条約は、各国の意見が一致していない状況にあり、成立の可能性は低いとの指摘があるため³⁸、現状では最終的には当事者国の合意が必要となる。また、準拠法については、国際的な民事紛争において国際裁判管轄権を有する国の裁判所が、どの国の法律を適用して判断するかが問題となる。現在、国際民事紛争における準拠法に係る統一ルールは存在せず、最終的には当事者国の合意が必要となる。

国際ルールの先行きが見通しにくい中、国際裁判管轄権及び準拠法の扱いを営業秘密に関して明確化しようとするには、国際的な動向の分析や、他の国際的な民事紛争の類型に対する扱いに先行して別の規定を設けることの必要性を検討していく必要がある。

(水際措置の導入)

関税法では、知的財産に関する貨物のうち、①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する物品、②不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号の行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為）を組成する物品は輸出又は輸入してはならない貨物として規定し、税関の水際取締りの対象となっている（関税法第69条の2第1項及び第69条の11第1項）。関税法上、営業秘密は明確な形で取締りの対象とはなっておらず、同法への追加の是非が焦点となる。

諸外国における取組の比較として、米国では、関税法により「国際貿易委員会（ITC）」が、知的財産権の侵害のみならず、国内産業を破壊又は実質的に害し、米国における商業取引を制限・独占するおそれのある不公正な競争方法及び不公正な行為（営業秘密の不正使用行為を含む）について調査する権限を有している。同委員会により任命された行政法判事による調査の結果、法令違反が認定された場合、米国内への通関を禁止する排除命令又は違反行為の禁止する中止命令を出すことができる³⁹。また、韓国では、「不公正貿易行為の調査及び産業被害の救済に関する法律」により営業秘密を始めとする知的財産権侵害物品等の輸出入、国内販売、製造行為、原産地表示違反行為等が不公正貿易行為として禁止され、「貿易委員会（KTC）」による救済措置が定められている。同委員会は、不公正貿易行為があると判定したときには、当該物品等の輸出入、販売・製造行為の中止等是正のために必要な措置の命令や課徴金を課すことができる⁴⁰。

これらの取組において共通するのは、税関とは別の機関を設けていることである。我が国では税関による取締りが行われているが、検討に際しては、営業秘密に係る取締りも税関の所掌事務とするのか、特別の体制を整備するのかを考慮に入れる必要がある。また、意匠権等に関しては、その模倣品・海賊版により取締りを行いやすいが、技術情報等の営業秘密を用いた侵害物品を取り締まる際には、不正競争防止法の定める営業秘密を含む物であるかどうかの確認・判断に困難を伴うケースも多いと考えられる。制度設計に当たっては、実効性ある取締りが可能となるよう工夫が求められる⁴¹。

イ 刑事上の措置の見直し（図表4参照）

我が国では、営業秘密侵害罪の目的要件や刑事罰の対象者拡大、罰則引上げを行うとともに、刑事訴訟手続における営業秘密保持のための特例措置の導入を図っている。

その結果、国際水準と同等又はそれ以上の水準に達している部分もある（行為者処罰、法人処罰等）ほか、他罪の量刑との比較でも最も重い水準に達している（窃盗罪等と同

水準)とされる⁴²。一方産業界は、各国との比較で一層の重罰化を求めている⁴³。

図表4 刑事上の措置に関する国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国
法律	不正競争防止法※1	経済スパイ法	詐欺法	労働法典、刑法	不正競争防止法	不正競争防止及び営業秘密保護法	刑法
罰則導入可能時期	頒布、複製	頒布、複製、未遂、共謀	頒布、複製、未遂	開示、未遂	頒布、複製、未遂	頒布、複製、未遂、予備	頒布、複製
元役員・元従業員	媒体横領・複製、在職中の場合	○	※2	○(判例法)	※3	○	○
行為者処罰①懲役	10年以下	10年以下	10年以下	2年以下	3年以下	5年以下	3年以下(特に重大な結果をもたらしたときは3年以上7年以下)
行為者処罰②罰金	1,000万円以下	上限なし ※4	上限なし	3万ユーロ	上限なし	利得額の2倍以上10倍以下	上限なし
行為者処罰①②の併科	○	○	○	○	x	○	○
法人処罰	○	○	○	x	○(行政罰)	○	○
法人処罰の罰金	3億円以下	500万ドル以下	上限なし	x	100万ユーロ以下	個人と同じ	上限なし
国外での使用・開示	○刑事罰対象	○刑事罰対象		○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象
国外での使用・開示の重罰化	x	○ 外国政府が関与した場合、行為者15年以下and/or50万ドル以下、法人1000万ドル以下or営業秘密が有した価値の3倍までの罰金	x	x	○ 5年以下	○ 10年以下	x
非親告罪化	x	○		○	x(訴追に特別の利益のある場合は○)	○	○

(資料) 経済産業省「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告書」(2010.2)
 経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014.3)

※1: 国内での刑事罰適用判例は13件。判決内容は懲役が最長2年6月(全件執行猶予付き)、罰金刑が最高200万円(2014年2月の経団連提言に記載の資料に基づく)。

※2: 立法過程の論述では明確になっていない。判例待ち。

※3: ドイツでは、元役員・従業員を問わず、営業秘密の開示のそのかし及び申出が処罰の対象となっている(2年以下の懲役又は罰金)。

※4: 出典の報告書には「上限なし」との明示的な記載はなし。

(出所) 知的財産政策ビジョン、経済産業省資料を加工・整理

(非親告罪化)

営業秘密侵害罪は、不正競争防止法の規定により、被害者からの告訴があつて初めて罪として問われる(同法第21条第3項)。一方、諸外国においては、米国、フランス、韓国など親告罪から外している国も多く、「営業秘密タスクフォース報告書」では非親告罪についての提案があつたとしている。過去には、産業構造審議会知的財産政策部会の下に置かれた「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」の報告書を検討するに当たり、非親告罪化について盛り込むことを検討した経緯がある⁴⁴。刑事訴訟法の規定により、親告罪の告訴は、犯人を知った日から6か月を経過したときは、これを行うことができない(同法第235条)、非親告罪となれば当該規定は適用がなくなるという利点はあり得る。ただ、親告罪としている背景には、被害者が刑事裁判を望まないにもかかわらず公判手続が開始されることにより、営業秘密が手続の過程で更に開示されることを避ける必要がある⁴⁵。こうした点も踏まえ制度設計を検討する必要がある。

(罰則の引上げ)

営業秘密侵害罪に対する罰則については、不正競争防止法の規定により、行為者に対しては10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金と、法人に対しては⁴⁶、3億円以下の罰金とされている(同法第21条第1項及び第22条第1項)。罰則の引上げについては、懲役と罰金それぞれについて論議があり得る。産業界からは、懲役刑については諸外国と比しても遜色ない程度に重罰化が図られたものの、罰金刑は、額の上限を設けていない国も多い中で、1,000万円以下にとどまっているとの指摘や⁴⁷、法人に対する罰金刑の抜本的引上げを求める意見もあり⁴⁸、罰金刑の引上げが焦点となるものと考えられる。

罰金刑に関し、諸外国においては、例えば、米国、ドイツ、中国などでは上限が設けられていないものとされ、また、韓国においては、財産利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金とされている。我が国において営業秘密侵害罪の罰金を上回るものとして

は、例えば、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第 95 条に規定している法人等に対する 5 億円以下の罰金などが挙げられるが、量刑の適否の検討に当たっては、他法律の罰則との比較や、過去の罰則引上げによる営業秘密侵害行為の抑止効果に関する分析を踏まえた判断が求められる。

（海外流出の重罰化）

不正競争防止法では、営業秘密侵害罪に対する量刑について国内・海外における区別はなく、「知的財産政策ビジョン」は更なる重罰化の検討の余地があるとの意見がある旨言及している。海外における営業秘密の漏えいについて、諸外国においては、例えば、韓国では、国内における漏えいの場合、懲役 5 年以下であるところ、海外での漏えいの場合懲役 10 年以下などとされている。また、米国では、国内における漏えいについて懲役 10 年以下であるところ、外国政府が関与した海外漏えいの場合については懲役 15 年以下などとされ、法人については、500 万ドル以下（約 5 億円以下）であるところ、1,000 万ドル以下（約 10 億円以下）又は不当利得額の 3 倍以下とされている。

産業構造審議会知的財産政策部会の下に置かれた「不正競争防止小委員会」報告書⁴⁹は、重罰化はせず、今後の法律の実施状況を踏まえて検討していくことが適当であるとしている。国外で使用・開示することによる法益侵害の発生は国内で使用・開示することと同程度であること等をその理由としており、こうした点の検証も必要となる。また、罰則引上げと同様、他の法律、特に情報漏えいに関する法規との均衡や重罰化による実効性の確保の観点から検討を進める必要がある。

（未遂犯の処罰規定の導入）

我が国の不正競争防止法において営業秘密侵害罪の未遂処罰規定は設けられていないが、諸外国においては多くが未遂も処罰の対象としている。未遂処罰に関しては、これまで、例えば、産業構造審議会知的財産政策部会の下に置かれた技術情報の保護等の在り方に関する小委員会において議論された経緯がある⁵⁰。営業秘密タスクフォース報告書では、未遂犯の処罰規定の導入について提案事項の一つとされている。同小委員会では、未遂処罰の対象とするべき犯罪類型、行為者の範囲の在り方等について言及されており、こうした点も含めた検討が必要となってくる。更に留意すべきこととして、特許権、商標権等の産業財産権を含む知的財産権関連法では、未遂処罰を定める規定がない。特許権等のように公開され、権利の範囲が明確になっている無形的財産を保護法益とする犯罪においてすら未遂処罰規定が存在しない以上、営業秘密を保護法益とする犯罪に未遂処罰規定を設けることは、処罰範囲の均衡を欠くとの指摘もある⁵¹。このため、他の知的財産権関連法との均衡も考慮しつつ判断する必要がある。

営業秘密保護法制の在り方については、現在経済産業省等で検討が進められている。見直しの検討が想定される以上のような項目には、不正競争防止法にとどまらず他の法令に及ぶ事項もあり、短期的に対応すべきものと中長期的な検討を要する事項があり得る。今後、我が国として営業秘密漏えいに対する断固たる姿勢を示すためにも現行の不正競争防止法から切り出して営業秘密保護新法を制定するのか、不正競争防止法の改正にとどまる

のか。改正は一気に行うのか、段階的に進めていくのか。運用面での改善にとどまる場合もあるのか。こうした大きな枠組みも含めて、新しい営業秘密保護法制の姿は正に今後定まってくると考えられる。

また、検討に際しては、保護を強化することで企業等の当事者に対する過度な捜査等への協力や訴訟リスクの負担も懸念されるため、経済界等関係者からの意見を十分に踏まえることも重要である。

法改正以外にもガイドラインの改訂や官民・諸外国との連携が求められる中、様々な取組が一体となった総合的な政策により、我が国及び企業の営業秘密保護水準、能力の向上を実現する必要性が高まっている。

【参考文献】

- 肥塚直人『「技術流出」リスクへの実務対応』（中央経済社 2014年）
長内健『企業秘密防衛の理論と実務〔第5版〕』（民事法研究会 2011年）
小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法解説』（青林書院 2011年）
経済産業省編著『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』（有斐閣 2012年）
特許庁『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕』（一般社団法人発明推進協会 2012年）
経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」（株式会社三菱総合研究所 2014年3月）
特許庁『「国際知財制度研究会」報告書』（一般財団法人知的財産研究所 2014年3月）
経済産業省「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書（別冊）営業秘密の管理実態に関するアンケート調査結果」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 2013年3月）
特許庁「人材の移動による技術流出に係る知的財産の在り方に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 2013年2月）
経済産業省「我が国製造業の競争環境の変化と国際生産体制の変容に関する調査報告書」（株式会社野村総合研究所 2010年3月）
経済産業省「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告書」（TMI総合法律事務所 2010年2月）
特許庁、一般社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター「知的財産権と刑事罰」（2010年）
経済産業省「知的財産の適切な保護に関する調査研究 東アジア大における不正競争及び営業秘密に関する法制度の調査研究報告」（TMI総合法律事務所 2007年3月）
経済産業省「我が国製造業における技術流出問題に関する実態調査」（2006年12月）
独立行政法人日本貿易振興機構「模倣対策マニュアル 韓国編」（2012年3月） 等

（かまた じゅんいち）

¹ 損害賠償請求額については、各種報道資料に基づく。

² 本稿は2014年6月12日までの情報に基づいている。

³ 営業秘密の例としては、経営戦略（新規事業計画、M&A計画等）、顧客（個人情報等）、営業（仕入価格情報等）、技術（素材、図面、製造技術情報等）、管理（社内ID・パスワード等）などの類型に関するものが挙げられる（経済産業省「営業秘密管理の考え方」）。

⁴ 後述の「営業秘密管理指針」（2003年1月策定・2013年8月最終改訂）において言及。なお、④及び⑤の要件について、営業秘密管理指針は、東京地裁平成12年9月28日判決に基づいて整理している。

⁵ なお、企業の反社会的な行為などの公序良俗に反する内容の情報は、「有用性」は認められないこととなる。

⁶ このため、刊行物に記載されている等の場合は非公知情報とは言えない。また、当該情報を知っている者に守秘義務が課されていれば、非公知情報と言える。

⁷ 「営業秘密の保護について」（産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料（2013.11.28））参照

⁸ 対象企業：信用調査会社の企業データベースから抽出した企業（製造業・非製造業）10,000社。回答数：3,011社（回収率30.1%）。別冊の「営業秘密の管理実態に関するアンケート調査結果」として取りまとめられている。

⁹ 対象企業：製造業20,662社。回答数：2,524社（回収率12.2%）。なお、この調査結果は「2010年版ものづくり白書」においても引用されている。

¹⁰ 「営業秘密の保護について」（産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料（2013.11.28））及び「近時の技術流出事例への対処と技術流出の実態調査について」（経済産業省 2013.3）。また、紙幅の関係で引用していないが、「我が国製造業における技術流出問題に関する実態調査」（経済産業省 2006.12）のほか、中小企業の実態をまとめたものとして「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」（特許庁 第1回中小企業・地域知財支援研究会資料（2014.5.16））や「中小企業の知的財産に関する調査報告書」（東京商工会議所中小企業の知的財産に関する研究会 2013.3）が、海外展開における実態については、「2011年版ものづくり白書」に記述がある。

¹¹ なお、各種調査においては、回答した企業のいう営業秘密、技術情報と、不正競争防止法における営業秘密とが必ずしも一致しているわけではないことを含んでおく必要がある。また、本稿で紹介した項目以外にも、例えば、営業秘密の漏えいによる損害額、再発防止策として強化・新たに導入したこと等多くのデータがある。

¹² 参考までに特許庁の「2013年度模倣被害調査報告書」（2014.3）を見ると、営業秘密を含む知的財産権の模倣被害に関するデータ（2012年時点）となるが、被害を受けた国・地域として、多い順に中国（67.8%）、台湾（21.3%）、韓国（21.1%）等が占め、アジア地域における模倣被害が深刻である。

¹³ 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』（有斐閣 2012年）8頁

¹⁴ 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』（有斐閣 2012年）15頁

¹⁵ 内閣総理大臣、関係大臣及び有識者により構成され、2002年2月設置。

¹⁶ その他、民事的救済措置の強化として、不正競争による営業上の利益侵害によって生じた損害額の立証を容易化する規定の導入等の措置が講じられている。

¹⁷ 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』（有斐閣 2012年）18頁

¹⁸ 営業秘密管理指針により整理。なお、不正競争防止法の営業秘密要件については、判例において厳格に解される傾向があり、また、実務的にもコスト等の面から、企業の持つ秘密の全てを営業秘密として管理することは困難である。一方で、営業秘密以外の情報を企業秘密として引き続き企業内で秘匿化していくことも必要とされる場面も多く、企業秘密が不正競争防止法上の要件を満たさないことが直ちに何らの法的な保護を享受できないことにつながるわけではない。事案の状況によっては、民法の不法行為による損害賠償請求や、刑法の窃盗罪などによる措置が適用される場合もある。秘密保持契約や競業禁止義務契約といった形で流出を防ぐ手立ても可能であり、事案の状況によっては、民法の債務不履行による損害賠償請求の措置が適用される場合もある。

¹⁹ 自らアクセスする権限を持たない営業秘密を不正に取得し、又は、その上で使用又は開示した場合（第21条第1号、第2号又は第7号）、両罰規定によりその行為者が所属する法人に対し3億円以下の罰金が科され得る。

²⁰ 報道、内部告発の目的で行う行為は処罰の対象とはならない。

²¹ 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため内閣に置かれ、内閣総理大臣を本部長とし、関係大臣及び有識者をメンバーとしている。

²² 2013年7月以降は知的財産分科会へと組織再編が行われた。

²³ 海外における米国企業のセキュリティ環境を向上させるために、連邦国務省等の政府機関と企業とからなるOSACを設置し、民間と政府の情報交換・議論などを通じ、ガイドライン、レポートの発行、海外において取り組むべき対策の提示、脅威のトレンドなどを提供している（知的財産政策ビジョン等参照）。

²⁴ 政府におけるスパイ防止活動及び安全保障のため設置され、米国政府、米国インテリジェンス・コミュニティ（CIA、FBI等）、民間部門に対し、スパイ防止活動の戦略策定・支援や、外国経済・産業スパイに関する報告書取りまとめ等を行っている（知的財産政策ビジョン等参照）。

²⁵ 営業秘密侵害の現状と課題に関する調査を行い、営業秘密保護の対応策について検討を行うため、2014年2月に設置された。委員は有識者等で構成される。

²⁶ 知的財産推進計画2014（案）に関しては、重要施策の柱立てのみの公表となっている（第10回検証・評価・企画委員会（2014.5.19））。なお、同委員会が設置したタスクフォース（営業秘密に関するもののほか、中小・

ベンチャー企業及び大学支援強化、アーカイブ、音楽産業の国際展開のそれぞれに関するタスクフォースが設けられている)の報告書も踏まえ、意見が寄せられている。

²⁷ 「営業秘密の保護について」(産業構造審議会 第3回知的財産分科会資料(2013.11.28))参照

²⁸ 日本経済団体連合会『「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言』(2013.2)。また、米国の懲罰的損害賠償の我が国への導入を求める意見もある。

²⁹ 日本経済団体連合会『「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言』(2013.2)

³⁰ 本文に記載した方策以外にも、例えば韓国におけるタイムスタンプの利用も挙げられる。韓国は、特許庁及び特許情報院が営業秘密の保護と管理活動を全般的に支援する「営業秘密保護センター」を2012年6月に設置し、いわばワンストップでの支援を展開している。同センターの業務の一つである営業秘密原本証明制度において電子指紋とタイムスタンプにより、営業秘密の原本の存在と保有時点を同センターに登録し、立証を手助けするものとなっている(特許庁『「国際知財制度研究会」報告書」(知的財産研究所 2014.3)85頁以降)。タイムスタンプの仕組みについては、特許庁「先使用権制度の円滑な活用に向けて」(平成24年度知的財産権制度説明会テキスト)65頁以降を参照。

³¹ 特許法で保護される発明は、「物」の発明と「方法」の発明があり、方法の発明には物を「生産する方法」の発明とそれ以外の方法の発明がある(同法第2条第3項)。

³² 中山信弘『特許法〔第2版〕』(弘文堂 2012年)380頁以降

³³ ここで掲げるディスカバリー制度のほか、知的財産政策ビジョン及び知的財産推進計画2013に係る意見においては、裁判前証拠収集手続(証拠保全)の裁判所による積極的な運用、同一事件が刑事事件となった場合の刑事捜査で収集された証拠の民事事件における柔軟な活用等の提案もなされている。

³⁴ 2001年12月に内閣に設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする。2004年11月に解散。

³⁵ 有識者により構成され、2002年10月から2004年7月まで開会。検討会の議論を踏まえ、不正競争防止法改正において秘密保持命令の導入、インカメラ審理手続の整備等に関する規定が実現した。

³⁶ 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(2013.4.19)議事録

³⁷ 経済産業省「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告書」(TMI総合法律事務所 2010.2)65頁

³⁸ 法務省国際裁判管轄法制部会資料「国際裁判管轄法制の整備について」(2008.10.17)

³⁹ 経済産業省「知的財産の適切な保護に関する調査研究 東アジア大における不正競争及び営業秘密に関する法制度の調査研究報告」(TMI総合法律事務所 2007.3)I-126頁以降及び経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014.3 株式会社三菱総合研究所)36頁以降

⁴⁰ 経済産業省「知的財産の適切な保護に関する調査研究 東アジア大における不正競争及び営業秘密に関する法制度の調査研究報告書」(TMI総合法律事務所 2007.3)I-81頁以降。また、韓国の関税法は原則的に商標権、著作権、品種保護権、地理的表示権、デザイン権を侵害する物品は輸出又は輸入できないと規定し、国境措置(水際措置)を輸入、輸出の場合のいずれにも取ることができる(独立行政法人日本貿易振興機構「模倣対策マニュアル 韓国編」(2012.3)240頁以降)。

⁴¹ 民事訴訟で差止請求が容認された場合に限り、輸入者が誰であるかを問わず実質的に同一の輸入品の差止めを認めるという制度設計もあり得るとの指摘もある(松下達也「製造ノウハウ流出時の保険としての知的財産制度に関する考察」『パテント』(2011.8))。

⁴² 「知的財産政策ビジョン」(知的財産戦略本部 2013.6)

⁴³ 日本経済団体連合会『海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止するための対策強化を求める』(2014.2)

⁴⁴ 第7回技術情報の保護等の在り方に関する小委員会議事録(2008.12.4)及び配付資料。その他、法務省「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」で議論がある(第1回(2010.11.2)、第2回(2010.11.18))。

⁴⁵ 営業秘密管理指針26頁。また、加害企業を刺激することで、公判手続外の場で営業秘密の内容が公になるおそれや、刑事裁判を望まない被害企業に、裁判所に対する情報提供や秘匿決定の申出を行うなど一定の協力義務等が発生する場合もあり得ると指摘している(経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成23・24年改正版』(有斐閣 2012年)200頁)。

⁴⁶ ただし、法人処罰の対象行為は、自らが正当にアクセスする権限のない営業秘密を不正に取得、又は不正取得の上使用・開示する行為(不正競争防止法第22条第1項第1号・第2号・第7号)に限られている。

⁴⁷ 日本経済団体連合会『海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止するための対策強化を求める』(2014.2)

⁴⁸ 一般社団法人日本鉄鋼連盟による知的財産推進計画2013及び知的財産政策ビジョンに対する意見

⁴⁹ 「不正競争防止法の見直しの方向性について」(2005.2)15頁

⁵⁰ 第5回技術情報の保護等の在り方に関する小委員会議事録(2008.9.30)及び配付資料

⁵¹ 「知的財産保護強化に向けた不正競争防止の在り方に関する調査研究」『知財研紀要2003』59頁